

ひょうご農林水産 SDGs 専門家派遣事業に係る実施要領

第1 目的

令和7年4月に策定された食料・農業・農村基本計画において「農業の持続的な発展」が柱の一つとされた。また、令和7年度に策定した「ひょうご農林水産ビジョン2035」においても、SDGsの推進が位置付けられており、持続可能な農林水産業・農山漁村の実現のため、農林漁業者の事業計画にSDGsの観点を取り入れることは重要である。

このような認識の下、ビジョンの実現に向けた取組と併せて、農林漁業者に対してSDGsの意義の理解促進や、取組の見える化による普及啓発を進めて県内外に広くPRすることにより、本県農林水産業・農山漁村の持続的な発展に結びつける。

第2 専門家の選任

第1の目的を達成するため、SDGsに関する幅広い知識と豊富な経験を有し、事業希望者（以下「相談者」という。）からの相談内容に応じて、的確な指導・助言を行うことができる者を専門家として農林水産部長が選任する。

なお、任期は令和9年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

第3 相談者の決定

農林水産部長は、専門家派遣を希望する農林漁業者、団体、食品関連事業者等のうち、SDGsの取組に関する課題整理や活動内容のPRなど、本事業の目的に適合し、かつ別紙の採択条件を満たすものについて、予算の範囲内で専門家派遣の対象者として決定する。

第4 専門家の活動内容

専門家は以下の活動を実施する。

- (1) 相談者を訪問し、事業や取組等を聞き取りながら、課題解決のために具体的かつ実践的な指導・助言を実施する。ただし、オンラインによる指導・助言も可能とする。
- (2) 相談者のSDGs実践に向けた手法（SDGsマッピング等）や発信方法（SDGs宣言）等を提案し、その実施を補助する等の伴走支援を行う。

第5 専門家派遣の内容

専門家は、相談者に対し、1案件につき派遣回数は原則2回までとし、1回の相談時間は2時間程度とする。

第6 専門家の謝金及び旅費

- (1) 専門家に支給する謝金の単価は、1時間あたり9,000円とする。30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は1時間当たりの単価に1/2を乗じた額とする。
- (2) 相談者と面談する際の旅費については、兵庫県旅費規程の計算方法に準じて支給

する。

- (3) 支払は専門家から届出のあった口座に振り込む。法人へ支払う場合、源泉徴収は行わない。

第7 費用負担

派遣にかかる経費については、県が負担する。ただし、相談者が本事業に参加するために要した旅費等の経費については、相談者の負担とする。

第8 秘密の保持

専門家は、本事業の実施により知り得た情報等について秘密を厳守し、この業務以外の目的に利用してはならない。

第9 事務局

本事業の事務は、兵庫県農林水産部総合農政課において行う。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年9月25日から施行する。

別紙

ひょうご農林水産 SDGs 専門家派遣事業に係る実施要領第3に基づく採択条件

項目	条件
相談者	農林漁業者・団体、食品関連事業者等
相談内容	SDGs の取組に向けた課題整理、SDGs マッピング、経営計画への反映、行動計画の策定、活動内容の PR、フードロスの活用等